

変更届出の手引き

【 特定施設入居者生活介護 】 【 介護予防特定施設入居者生活介護 】 編

既に、申請・届出している事項に変更が生じた場合、**10日以内**に「指定居宅サービス事業者等変更届出書」（以下「変更届出書」という。）及び添付書類を岡山市（事業者指導課）へ1部提出する必要があります。

なお、**『事業所の移転・増改築』、『利用定員の変更』、その他重要な変更**については、必ず**事前協議**を行ってください。

※利用者の定員変更については、原則として認められません。

（事前協議について）

- ①持参資料：基準（人員、設備）が確認できる書類（届出書類と同等程度が望ましい）。
- ②協議時期：建築等を伴う変更の場合は、その図面の変更が容易な時期。
- ③相 談 者：必ず事業者（管理者等の責任をもって回答ができる者）が来庁してください。
※設計コンサルタントや建築業者のみでの相談は不可。
- ④予 約：電話で市担当者の都合を確認してください。

1 提出先

〒700-0913
岡山市北区大供3-1-18 KSB 会館4階
岡山市 保健福祉局 高齢福祉部 事業者指導課 施設係
TEL:086-212-1014 FAX:086-221-3010
メールアドレス:ji-shidou@city.okayama.lg.jp

2 変更の届出が必要な事項

- (1) 事業所(施設)の名称
- (2) 事業所(施設)の所在地(開設場所)
- (3) 申請者(開設者)の名称
- (4) 申請者(開設者)の主たる事務所(本社)の所在地
- (5) 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (6) 登記事項証明又は条例等(当該事業に関するものに限る。)
- (7) 事業所(施設)の建物の構造概要、平面図及び設備概要
- (8) 管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- (9) 運営規程
- (10) 協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関の名称、診療科名及び契約の内容
- (11) 介護支援専門員の氏名及び登録番号

3 提出書類等

【注1】同時に複数の項目の変更を届出する場合、重複する書類は省略可能です。

【注2】変更届出書（様式第4号）の「変更前」及び「変更後」欄は具体的に記載してください。

【注3】必要に応じて、下記記載の添付書類の他に書類を求めることがあります。

変更内容	提出書類
(1) 事業所の名称	①変更届出書（様式第4号） ②付表10（（介護予防）特定施設入居者生活介護） ③運営規程 <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> (注意) ・運営規程（事業所名称）の変更が必要 →【(9)運営規程】を参照 </div>
(2) 事業所の所在地 ※移転を伴う場合 事前協議が必要	①変更届出書（様式第4号） ②付表10（（介護予防）特定施設入居者生活介護） ③事業所の位置図（住宅地図の写し等） ※変更がある場合のみ添付 <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> (注意) ・事業所の移転の場合は、【(7)事業所(施設)の建物の構造概要、 平面図及び施設概要】にも該当 →(7)を参照 ・運営規程に事業所の所在地の記載がある場合は、運営規程の変更 が必要 →【(9)運営規程】を参照 </div>
(3) 申請者の名称	①変更届出書（様式第4号） ②申請者（開設者）の登記事項証明書(又は条例、指定管理協定書等)
(4) 申請者の主たる 事務所(本社)の 所在地	①変更届出書（様式第4号） ②申請者（開設者）の登記事項証明書(又は条例、指定管理協定書等)
(5) 代表者の氏名、 生年月日、住所 及び職名	①変更届出書（様式第4号） ②申請者（開設者）の登記事項証明書(又は条例、指定管理協定書等) ③誓約書（居宅サービス）用、（介護予防サービス）用 ※代表者の交代がある場合のみ添付 ※誓約書には自署又は押印が必要
(6) 登記事項証明書 又は条例等(当該 事業に関するもの に限る。)	①変更届出書（様式第4号） ②申請者の登記事項証明書(又は条例、指定管理協定書等)

<p>(7) 事業所の建物の構造概要、平面図及び設備概要</p> <p>※事前協議が必要</p>	<p>①変更届出書（様式第4号）</p> <p>②付表10（（介護予防）特定施設入居者生活介護） ※変更がある場合のみ添付</p> <p>③事業所・施設の平面図 → P3〈※添付書類の注意事項①〉を参照</p> <p>④写真〈※工事中は不可〉 → P3〈※添付書類の注意事項②〉を参照</p> <p>⑤「貸主が改築又は増築を承諾した旨」が確認できる書類 ※建物が賃貸の場合のみ添付</p> <p>⑥建物の使用権限を証明できる書類〈※建物の移転がある場合のみ添付〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己所有の場合は、 建物の「登記事項証明書」又は「登記済権利証（写）」 ・賃貸の場合は、建物の「賃貸借契約書（写）」 <p>⑦建築物関連法令協議記録報告書 〈※変更がある場合のみ添付〉</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>（注意）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増改築等に伴い「定員」が変更になる場合は、運営規程の変更が必要 → 【(9)運営規程】を参照 </div> <p>※添付書類の注意事項</p> <p>① 平面図（A4判又はA3判）</p> <p>（1）平面図は、施設全体のもの（各室の用途・面積・寸法を明示）とし、色ペンで囲む等、変更箇所が明確に分かるようにすること。 また、専用又は共用部分を色塗りするなど明確にすること。</p> <p>（2）基準上必要とされる設備の面積を記載すること。 ※居室内にトイレがある場合は、居室とトイレの面積は別々に記載すること。</p> <p>② 写真</p> <p>（1）A4判用紙に変更箇所の写真（原則2方向以上から撮影）を添付し、番号及び設備の名称を記載すること。 また、上記【①平面図】に撮影方向を矢印で明示し、写真にも対応した番号を記載すること。</p> <p>（2）事業所の用途に従い、適切に使用できる状態であることが明確に分かるものであること。</p>
<p>(8) 管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴</p>	<p>①変更届出書（様式第4号）</p> <p>②付表10（（介護予防）特定施設入居者生活介護）</p> <p>③資格者証の写し〈※旧姓等の場合は、戸籍抄本を添付〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格証等の写し又は実務経験証明書（管理者）を添付すること <p>※実務経験証明書は、原本又は原本証明でも可</p>

	<p>④従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(特定施設入居者生活介護) ※管理者のみの記載で可 ・変更日の属する月のものを添付 ・他の事業所(施設)と兼務がある場合には、兼務先の勤務形態一覧表も添付すること</p> <p>⑤雇用契約書等の写し(継続の場合は辞令等の写しでも可) ・辞令等の場合は、本人の署名(住所、氏名、就業開始年月日)が必要 ・管理者が法人役員の場合は、「管理者業務に従事していることの申立書」(施設等の名称・勤務時間・勤務内容等を明記したもの)を添付</p> <p>⑥誓約書(居宅サービス)用、(介護予防サービス)用 ※管理者の交代がある場合のみ添付 ※誓約書には自署又は押印が必要 ※上記のうち、管理者の改姓又は住所変更のみの場合は③～⑥は不要</p>
<p>(9)運営規程</p> <p>※定員変更の場合 <u>事前協議が必要</u></p>	<p>①変更届出書(様式第4号) (変更前)及び(変更後)欄に変更内容を記載すること (別紙(変更内容を記載したもの)を添付でも可)</p> <p>②付表10(介護予防)特定施設入居者生活介護) ※変更がある場合のみ添付</p> <p>③運営規程 (利用定員変更の場合は、次の④～⑤を添付)</p> <p>④従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(特定施設入居者生活介護) ・変更日の属する月のものを添付 ・他の事業所(施設)と兼務がある場合には、兼務先の勤務形態一覧表も添付すること</p> <p>⑤資格証等の写し(※資格を要する職種のみで可) ※旧姓等の場合は、戸籍抄本を添付</p> <p>※「従業者の職種、員数及び職務の内容」の変更の届出は、年1回とする。</p>
<p>(10)協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関の名称、診療科名及び契約の内容</p>	<p>①変更届出書(様式第4号)</p> <p>②付表10(介護予防)特定施設入居者生活介護)</p> <p>③協力病院等(協力歯科医療機関)との契約書(写)</p>
<p>(11)介護支援専門員の氏名及び登録番号</p>	<p>①変更届出書(様式第4号) ・(変更前)欄に「就業終了日」、「氏名」を、 (変更後)欄に「就業開始日」、「氏名」を記載すること</p> <p>②付表10(介護予防)特定施設入居者生活介護) ※変更がある場合のみ添付</p> <p>③従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(特定施設入居者生活介護) ※計画作成担当者でのみの記載で可 ・変更日の属する月のものを添付 ・他の事業所(施設)と兼務がある場合には、兼務先の勤務形態一覧表も添付すること</p> <p>④介護支援専門員証の写し(※登録証は不可)</p> <p>⑤介護支援専門員一覧表</p>

4 変更の申請（指定利用定員増加の申請）

指定を受けた利用定員を増加する場合は、あらかじめ「指定変更申請書（様式第2号）」及び添付書類を岡山市（事業者指導課）へ提出する必要があります。

※なお、岡山市では第8期介護保険事業計画（令和3～5年度）において、特定施設入居者生活介護の定員の増加の計画はありません。